

総合評価落札方式（特別簡易型）の見直し概要

令和6年12月 青森市総務部契約課

令和7年1月1日以降に入札公告を行う工事から、下記のとおり一部見直しのうえ運用します。
なお、詳細は、市ホームページ掲載の「総合評価落札方式の運用の手引き（令和7年1月1日以降入札公告の工事に適用）」を参照してください。

1 見直し内容

対象金額の引き上げ

総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の対象金額を次の通り引き上げます。

変更前	⇒	変更後
設計金額 1, 500万円以上		設計金額 <u>5, 000万円以上</u>

※設計金額1, 500万円以上5, 000万円未満の工事については、総合評価落札方式の対象外となり、最低制限価格制度が適用されます。

※総合評価落札方式で提出する以下の2項目については **設計金額が5, 000万円以上**のものが評価対象となります。

①企業の施工実績 で提出する書類のうち

「**同種・類似工事の施工実績**」

②配置予定技術者の能力 で提出する書類のうち

「**主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工経験**」

2 実施期日

令和7年1月1日以降に公告する案件から実施します。